

かながわつばさプロジェクト（生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金） 2025年度 事業の実施及び登録団体の募集に関する要項

目次

1	事業趣旨.....	3
2	対象.....	3
(1)	対象区域.....	3
(2)	支援対象者.....	3
ア	年齢.....	3
イ	住所地.....	3
ウ	支援対象.....	3
3	事業内容.....	3
(1)	社会に巣立つための初期費用の支援.....	3
ア	支援額.....	3
イ	支給先.....	3
ウ	対象経費.....	4
エ	対象経費の取扱い.....	4
オ	対象経費の期間.....	4
カ	一団体当たりの補助額の上限.....	4
キ	予算額.....	4
ク	支援に係る団体事務費.....	4
(2)	アウトリーチ等支援.....	5
ア	補助額.....	5
イ	対象となる支援.....	5
ウ	支援の取扱い.....	5
エ	支給先.....	5
オ	支援期間.....	5
カ	一団体当たりの補助額の上限.....	5
キ	予算額.....	5
4	登録団体の募集.....	6
(1)	応募団体の資格.....	6
ア	基本事項.....	6
イ	団体の体制.....	6
ウ	団体の活動.....	6
エ	事業への協力.....	6

オ	登録の継続.....	7
(2)	応募方法 及び 補助金の交付申請.....	7
ア	応募 兼 補助金交付申請.....	7
イ	提出方法・応募締切.....	7
(3)	登録団体の選定.....	7
ア	選定方法.....	7
イ	選定期限.....	7
5	補助金の交付決定 及び 事業の実施.....	8
(1)	交付決定.....	8
(2)	交付条件.....	8
(3)	完了報告.....	8
ア	報告書類.....	8
イ	報告期限・報告方法.....	8
(4)	その他.....	8
6	事業実施にあたっての留意事項.....	9
(1)	事業全般.....	9
(2)	社会に巣立つための初期費用の支援.....	9
(3)	アウトリーチ等支援.....	9
7	今年度の事業スケジュール.....	10
8	事故や不祥事の防止.....	10
9	問合せ先・ヘルプライン窓口.....	10

1 事業趣旨

生活困窮その他の困難を抱える若者に対して、登録団体を通じて社会に巣立つためのチャレンジを支援することを目的とします。（当事業は神奈川県からの補助金により実施する事業です。）

2 対象

(1) 対象区域

政令市・中核市含む神奈川県全域

(2) 支援対象者

ア 年齢

39歳以下（令和7年4月1日現在）

イ 住所地

神奈川県内居住者（住民登録・居住期間不問。居住の実態があれば可）及び県外居住者の内、県内の大学等への受験、居住、企業への就職等を予定する者。

ウ 支援対象

- ① 生活困窮世帯等（生活保護世帯・ひとり親世帯含む）
- ② ケアリーバー
- ③ 被虐待経験者
- ④ 不登校・ひきこもり
- ⑤ ケアラー・ヤングケアラー
- ⑥ その他進学・就職・居住に関して困難を抱える者

3 事業内容

(1) 社会に巣立つための初期費用の支援

支援対象者が社会に巣立つための初期費用の支援とします。

ア 支援額

支援項目	支援上限額 (一人当たり)	備考
大学等の受験費用	35,000 円	大学・短大・専門職大学・専修学校・各種学校
住居の契約費用等	25,000 円	敷金・礼金・家具・家電等
就職活動の準備費用	40,000 円	スーツ・ユニフォーム・鞆・靴・交通費等

イ 支給先

登録団体を通じ、原則として、子ども・若者本人に支給します。

（18歳未満の場合などは、保護者・養育者も可）

ウ 対象経費

支援項目	対象経費（例）
大学等の受験費用	・ 大学・短大・専門職大学・専修学校・各種学校・大学院の受験費用（高校受験は対象外） ・ 受験会場までの旅費交通費 ・ 受験にあたっての参考書等の購入費など ・ 受験の面接に要する服飾購入費（服飾の種別は不問。）
住居の契約費用等	・ アパート契約の家賃・敷金・礼金 ・ 保証人契約にかかる費用 ・ 一人暮らしのための家具・家電等の生活用品 ・ 引っ越し費用など
就職活動の準備費用	・ 就職活動に要する服飾購入費（服飾の種別は問わない。仕事着、靴、鞆など） ・ 就職活動に要する備品や消耗品の購入費（パソコン、スマホ、履歴書など） ・ 面接や就労訓練の会場までの旅費交通費 ・ 履歴書貼付用証明写真の印刷費 ・ 高卒認定や各種資格の受験費用など

エ 対象経費の取扱い

- ・ 各支援項目を重複支給可（例：住居 25,000 円＋就職 40,000 円＝65,000 円）
 その場合、総額の中で支援項目間の流用可。
 ただし、同一項目を複数回とすることや一方の項目を 0 円とすることは不可
 - 申請：住居 25,000 円＋就職 40,000 円
 - 実績：住居 45,000 円＋就職 20,000 円 → 可
 - 実績：住居 65,000 円＋就職 0 円 → 不可
- ・ 対象者に対する支給については必要な都度、分割することも可

オ 対象経費の期間

令和 7 年 4 月 2 4 日以降、令和 8 年 3 月 3 1 日までに支出した経費

カ 一団体当たりの補助額の上限

広く支援が行き渡るよう、1 団体当たりの補助額の上限を設けます。
 その額は、予算の範囲内で、登録団体の応募状況を勘案し別途定めます。

キ 予算額

4,900,000 円

ク 支援に係る団体事務費

希望する団体には、支援対象者 1 人あたり 5,000 円の事務費を別途支給します。

(2) アウトリーチ等支援

「社会に巣立つための初期費用」の支援対象者又は将来対象となりうる高校1年生以上の若者に対する同行支援を含むアウトリーチ等による寄り添い支援に係る経費の支援とします。

ア 補助額

支援対象者に対する支援1回定額4,500円に支援回数を乗じて得た額を補助します。ただし、上限額は交付決定額とします。

イ 対象となる支援

支援項目	支援例
アウトリーチ等による寄り添い支援	・ 外出が困難な支援対象者の自宅等へ訪問しての相談支援 ・ 役場・不動産屋・法律事務所・各種支払い等への同行支援 ・ 就職に係る服飾等購入に係る同行支援 ・ 巡回相談 など

ウ 支援の取扱い

- ・ 支援員が訪問、同行または巡回して、支援対象者に対面で行う支援とします。
- ・ 1日のうちに、同一対象者に対して複数回対応した場合も1回とします。
- ・ 登録団体は、支援の都度、所定の「生活困窮等若者巣立ち応援事業アウトリーチ等実施記録」に必要事項を記載のうえ、支援対象者、保護者又はアウトリーチ先の施設責任者のいずれかの確認印（またはサイン）を受領してください。（実績報告の際の添付資料となります。）
- ・ 登録団体は、また、誰に対して、いつ、誰が、どのような支援を行ったかについて、所定の「生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金実績額調書（別紙2-2 対象経費の内訳）」に記載のうえ保管してください。（実績報告の際の添付資料となります。）
- ・ 団体の自主的な活動に対して補助するため、行政等からの委託事業や行政等との協働事業については補助対象外とします。
- ・ ただし、事業の区分が明確にできるよう、区分経理を行うとともに事業毎の帳簿を備え付けた場合は補助対象とすることがあります。

エ 支給先

アウトリーチ等支援を希望する登録団体に対して支給します。

オ 支援期間

令和7年4月24日以降、令和8年3月31日まで

カ 一団体当たりの補助額の上限

一団体当たりの上限は廃止します。ただし、補助額は、予算の範囲内で、登録団体の応募状況や内容を勘案して決定します。

キ 予算額

900,000円

4 登録団体の募集

(1) 応募団体の資格

ア 基本事項

- ① 主に神奈川県内で活動する NPO 等（団体所在地及び法人格の有無は不問）
- ② 政治・宗教活動を目的とする団体でないこと
- ③ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- ④ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと
- ⑤ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと
- ⑥ 神奈川県及び市区町村が構成員となっている団体でないこと

イ 団体の体制

- ① 団体運営や事業の遂行に支障のない体制を有し、継続的かつ計画的に事業を実施できること
- ② 事業遂行にあたり、安全対策や事故防止対策等をとっていること
- ③ 団体規約を有すること
- ④ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ⑤ 神奈川県知事や各市区町村長が交付する他の補助金や発注する委託事業等を受けている場合、この要項に基づき申請しようとする事業に充当されておらず、かつ区分経理を行うとともに事業毎に帳簿を備え付けること

ウ 団体の活動

- ① 県内在住・在校（予定含む）の若者を支援していること
- ② 事業内容に関わらず、困難を抱えその事情が常に変化していく若者たちの巣立ち（自立）に向けて、寄り添い支援を行い、当支援を活用できること
- ③ 生活に困窮する子ども・若者のニーズに基づき、子ども・若者に寄り添い、子ども・若者の権利と多様な価値観を尊重する活動を行っていること

エ 事業への協力

- ① 子ども・若者を支える地域社会づくりに貢献する意欲と姿勢を持つこと
- ② 若者たちを県全体で支える趣旨に賛同し、他の事業者や行政、企業等と良好な関係性を構築しながら連携することができること
- ③ 年間を通じて「かながわ子ども・若者未来応援ネットワーク会議」（以下、「ネットワーク会議」という。）に参加できること
※ネットワーク会議では、生活に困窮する子ども・若者の支援に取り組む団体等を構成員として、当プロジェクトの支援状況の情報共有や意見交換等を行います。（複数回開催予定）
- ④ 「かながわ生活応援サイト」（神奈川県）ならびに「こどものみらい応援ネット」（神奈川子ども未来ファンド）に登録すること（既に登録している団体を除く。）

オ 登録の継続

当事業に参加した団体は、次の場合を除き、次年度以降も登録団体として継続します。

- ① 団体から辞退の申し出があった場合
- ② 過去、当事業において、社会的信用を失墜するような不適正な執行があった場合
- ③ 社会的な信用失墜とまで達せずとも、執行に係る事務局からの指示要請に対して誠意ある対応がなされなかった場合
- ④ 上記、応募団体の資格（ア～エ）を満たさなくなった場合

(2) 応募方法 及び 補助金の交付申請

ア 応募 兼 補助金交付申請

新たに登録を希望する団体並びに登録を継続する団体は、次の①～④の交付申請書等に必要事項を記載のうえ事務局宛メールで提出してください。

なお、団体は、項番 3 に記載した事業内容(1)及び(2)の両方、または、項番 3 (1)のみのいずれかの実施に応募することができます。(項番 3 (2)のみの実施はできません。)

また、登録団体への応募は補助金の交付申請を兼ねます。

- ① 生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金交付申請書（様式 1）
- ② 生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金所要額調書（別紙 1 - 1）
- ③ 団体調書兼活動計画書（別紙 1 - 2）
- ④ かながわ生活応援サイトへの情報掲載依頼書（未登録の団体のみ）
- ⑤ こどものみらい応援ネットへの情報掲載依頼書（未登録の団体のみ）
- ⑥ 最新決算期の事業報告書および収支計算書、貸借対照表

※ダウンロード後、以下要領でファイル名を付け、指示通りお送りください。

- | | |
|---------------|---------------|
| ①shinsei_団体名 | ⇒ 押印後、PDF で送付 |
| ②choshoh_団体名 | ⇒ Excel のまま送付 |
| ③keikaku_団体名 | ⇒ Excel のまま送付 |
| ④kanagawa_団体名 | ⇒ Excel のまま送付 |
| ⑤kodomo_団体名 | ⇒ Excel のまま送付 |

※提出された書類は、返却しません。

イ 提出方法・応募締切

令和 7 年 6 月 3 0 日（月） 1 7 時までにメールで提出 info@kodomofund.com

(3) 登録団体の選定

ア 選定方法

4 (1)の「応募団体の資格」に照らし合わせ、事務局において要件を満たす団体を選定し、ネットワーク会議で決定します。

イ 選定期限

令和 7 年 7 月下旬（選定結果は 8 月上旬にメールでお知らせします。）

5 補助金の交付決定 及び 事業の実施

(1) 交付決定

選定された登録団体の申請に対して、予算の範囲内で、補助金の交付決定を行います。

(2) 交付条件

- ・ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、速やかに事務局に報告し、その指示を受けてください。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに事務局に報告し、その指示を受けてください。
- ・ 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、判明した時点で速やかに事務局に報告し、残った補助金を返還しなければなりません。

（必要としている他の登録団体に交付し、一人でも多くの対象者に支援金を届けます。）

(3) 完了報告

ア 報告書類

報告書及び支援内容が分かる証ひょう類（領収書等）のコピーを提出してください。

- ① 生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金実績報告書（様式2）
- ② 生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金実績額調書（別紙2）
- ③ 生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金実績額調書 対象経費の内訳
（別紙2-1、別紙2-2）
- ④ 生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金実績報告 証ひょう類台紙
- ⑤ 生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金実績報告 交通費等申請書
- ⑥ 生活困窮等若者巣立ち応援事業アウトリーチ等実施記録

※報告書類は別途、登録団体宛にメールにてお送りします。

イ 報告期限・報告方法

令和8年4月3日（金）17時までにメールで提出 info@kodomofund.com

注：この日迄の提出が困難と想定される団体は、内部の締切日を1ヶ月前に設定する等の工夫を施し、遅滞なく提出できる様に努めてください。

(4) その他

- ・ 進捗状況について問合せすることがあります。
- ・ 「ネットワーク会議」（複数回開催予定）に出席し、活動状況を報告するとともに当事業の課題、改善点等の検討にご協力ください。
- ・ 各種アンケートにご協力ください。
- ・ 登録団体間の情報共有にご協力ください。

6 事業実施にあたっての留意事項

(1) 事業全般

- ・ 経費は、必ず対象期間内に支出を完了すること
- ・ 必ず、支出に係る証ひょう類を保管し、実績報告時に提出すること
- ・ 事業実施にあたり、疑問や課題が生じた場合には、その時点で事務局に相談すること
- ・ 寄付者への報告や広報等に活用するため、支援対象者の当プロジェクトを活用したことへの感想や団体の活動写真を収集すること
- ・ 交付された補助金に残額が生じることが分かった時点で、速やかに事務局に報告し、残った補助金を事務局に返還すること

(2) 社会に巣立つための初期費用の支援

- ・ 子ども・若者に十分聞き取りを行ったうえで、必要な額を支給し、目的に沿って使用されるよう注意すること
- ・ 使用額が支給額を下回った場合、登録団体は対象者から速やかに返還を求めること
- ・ 対象者が本事業の支援金を受け取ることによって他の支援金を受けられなくなる可能性もあるので、登録団体は、当事者および関係機関と調整すること
- ・ 支援対象者に対して支援金を支給する際は、必ず支出に係る証ひょう類を団体に提出するようご指導ください。当事業の支出の証明にするとともに、支援対象者が今後の生活において、様々な公的支援を活用する際に必要な手続きとして理解いただくことを兼ねています。

(3) アウトリーチ等支援

- ・ 支援対象者の状況に寄り添ったアウトリーチ等支援を行うこと。
- ・ アウトリーチ等支援の証明として、支援対象者、支援日、支援員氏名、支援方法、支援概要を記録してください。（「生活困窮等若者巣立ち応援事業アウトリーチ等実施記録」）

7 今年度の事業スケジュール

時期	項目
6月上旬	登録団体の募集開始
6月30日17時まで	登録団体の応募締切
7月下旬	登録団体の選定・交付額決定(ネットワーク会議にて)
8月上旬	交付決定、交付決定通知書送付(メールにてお送りします)
(複数回開催予定)	ネットワーク会議への出席
2026年3月31日	事業完了日 ※この日を過ぎる支出・支援については補助対象となりません
2026年4月3日	完了報告締切

8 事故や不祥事の防止

事故や不祥事の防止を図り、本事業の社会的信頼を確保するため、内部通報制度(ヘルプライン)を運用します。

9 問合せ先・ヘルプライン窓口(かながわつばさプロジェクト事務局)

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

〒231-0001 横浜市中区新港2-2-1 横浜ワールドポーターズ6F NPOスクエア

[TEL&FAX] 045-212-5825

[E-mail] info@kodomofund.com [URL] <https://www.kodomofund.com>